

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月28日

住 所 長崎県長崎市大橋町4番5号

事業者名 長崎電気軌道株式会社

代表者名 代表取締役社長 中島典明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設等の整備に関する事項

長崎市内の道路は狭く、道路上に設置されている停留場の延長や拡幅は困難な状況である。そこで、道路工事等と合わせて停留場の移動等円滑化整備が行えるよう、道路管理者と協議を続けていく。

(2) 車両等の整備に関する事項

バリアフリー対応車両は全営業車両71両中8両で全体の約11%である。(2023年度末)

2027年度・2028年度にバリアフリー対応車両を1両導入する予定である。

バリアフリー対応車両は購入費用が高額のため単年度で複数台の導入が困難であることから、老朽車両の更新時期等を踏まえながら計画的に導入していく。

(3) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①バリアフリー対応車両以外では乗車口に段差があるため、運転士が車いす利用者の乗降を補助しており、運転士への身体的負担が大きく、電動車いすの場合は荷重が重いため他の手助けを必要とする。また、車両から停留場へのスロープの使用は、停留場の幅員が狭いため運用ができない。以上のことから、バリアフリー対応車両の導入が抜本的な対策となる。

②ホームページや停留場にバリアフリー対応車両の専用ダイヤを掲示している。また、スマートフォン向けの「電車位置情報サービス」でバリアフリー対応車両の位置情報を提供しており、今後も継続する。

③運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
諏訪神社停留場	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省主体の交通渋滞緩和を図る改良事業に伴う停留場移設により平面接続化・転落防止柵・上屋・内方線付き点状ブロック整備を実施する。</li> <li>老朽化した上屋の補修を行う。</li> <li>バリアフリー対応車両を 2027 年度・2028 年度に各 1 両導入する予定である。</li> <li>改良等の計画がある停留場については、内方線付き点状ブロック整備を実施していく。</li> </ul>
停留場上屋	
バリアフリー対応車両の導入	
誘導ブロック等の整備	

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者に関する教育	・運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車両の運行	・バリアフリー対応車両の数が限られているため、バリアフリー対応車両の導入数と高齢者や障害者の利用状況に応じて運行計画を継続的に見直す。

### ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
インターネットを利用した車両位置情報発信の充実	・ロケーションシステムでバリアフリー対応車両の運行情報を提供する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者に関する教育	・運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内優先席案内の周知方法の見直し	・既存の掲出ステッカーも含めた周知方法の見直しを行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・促進のため電車事業部が事業実施や進捗状況について確認を行う。
---------------------------------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
バリアフリー対応車両の導入	・2023年度計画の実施済み内容を削除。	導入が完了したため。

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公開。
---------------

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された項目は、当社の中期経営計画に位置付けている。
--------------------------------------

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。